

軽費老人ホームにおける収入認定の手引き

令和3年4月1日

滋賀県健康医療福祉部

医療福祉推進課

はじめに

軽費老人ホームの利用料は、入所者の収入状況等（以下、「対象収入」という。）に応じて認定された所得階層区分により、利用料のうち事務費の徴収額が変動する仕組みとなっている。

本紙は、平成18年1月24日老発第0124004号厚生労働省老健局長通知「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」及び平成18年1月24日老計発第0124001号厚生労働省老健局計画課長通知「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（以下、「国の通知」という。）に準拠して、対象収入の認定方法についてまとめたものである。

認定事務にあたっては、本紙及び国の通知の内容を十分に理解し適切に実施されたい。

1 対象収入及び所得階層の認定事務について

(1) 事務の手順

ア 施設長は、入所者から収入及び必要経費についての申告を求めるものとする。なお、収入申告書の作成にあたっては、職員等による代筆を可とするが、本人の確認を必須とする。

イ 収入申告書には、根拠となる資料を必ず添付するものとする。

ウ 認定事務は、入所時だけでなく毎年行うものとする。

エ 施設長は、申告の内容を審査し、対象収入を認定した上で、所得階層区分及び事務費本人徴収額を決定するものとする。なお事務費本人徴収額の決定にあたっては、対象収入として認定した前年の収入、必要経費の内容及び決定に至る経緯等について、入所者へ十分な説明を行うものとする。

オ 施設長は、前項で決定した内容を入所者に文書で通知するものとする。

カ アおよびオにおける様式については、形式は問わない。

(2) 認定の変更

ア 施設長は、入所者の収入申告に誤りがあった場合は、再度（1）の手続きを速やかに行うものとする。

イ 前年に比して収入が減少、または、不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により、入所者の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難になると施設長が判

断した場合は、その事情の生じた時点を含む年における年間収入及び必要経費を推定し、これにより求めた対象収入に基づき階層区分の変更を決定することができる。

ウ 前項の階層区分の変更は、原則入所者の申し立てにより行うこととするが、入所者が生活保護法による医療扶助を受ける等、明らかに階層区分の変更が必要と施設長が認める場合には、申し立ての有無にかかわらず変更決定を行うことができる。

なお、入院により多額の医療費を必要とする場合には、入院前については従前の階層区分で日割り計算を行い、入院期間中は徴収せず、退院時において階層区分の見直しを行う等の取扱いをしてさしつかえない。

エ 前項に規定する申し立てがあったときは、書類にその所要事項を記載してもらい施設長がその妥当性を判断する。

2 対象収入認定の方法

(1) 対象収入の取扱い

前年（1～12月）の収入－必要経費＝対象収入 ⇒ 事務費の階層区分

ア 認定にあたっては、年度単位でなく、暦年（1月～12月）で認定する。

イ 夫婦で入所している場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入及び必要経費とする。

ウ 1月から6月の間においては、対象収入の状況が不明である場合があるので、前々年分の対象収入により階層を決定する。

例) 年金は年度単位であるため、年額の2, 4月分は前々年度通知、6, 8, 10, 12月分は前年度通知で確認する。

3 対象収入の基準

(1) 収入として認定するもの

ア 年金、恩給等の収入

公的給付であるか私的給付であるかを問わず、定期的に支給される金銭については「(3) 収入として認定しないもの」を除き収入として認定する。

例) 国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、退職共済年金（公務員共済組合等）、労働者災害補償保険（休業補償給付、障害補償年金等）、企業退職年金、私的終身年金保険、雇用保険（失業給付の基本手当）、厚生年金基金、傷病手当金、遺族年金、障害年金、恩給、給与所得等。

(ア) 収入とすべき時期は、支給基礎となる法令等で定められた支給日とする。

(イ) 給与所得については、給与所得控除後の金額を収入として認定する。

(ウ) 前年における実際の受給額を収入として認定する。すなわち、遡って受給権が生じ、1年分を超える額を一度に受給した場合は、1年分（前年の支給相当額）のみ

を認定する。

(エ) 外貨により支払われる年金等の邦貨換算は、原則として支給日の相場により行う。

【添付資料】

・前年分の課税証明書、源泉徴収票、支払通知書、振込通知書、年金額確定通知書等の写し。

(注) 通帳の写しのみの確認は認めない。

(注) 遺族年金、障害年金は非課税となり、課税証明書に反映されないため 受給の有無について十分に確認すること。

・給与所得にあつては、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄、または、確定申告書の「所得金額」欄で認定する。(「支払金額」または「収入金額」ではないので注意。)

イ 財産収入

土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入は、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定する。

※課税標準として把握された所得の金額・・・所得税法第22条第1項に規定する総所得金額。

【添付資料】

・課税証明書(「所得金額」欄の金額で認定する。)

(注)「収入金額」ではないので注意。また、確定申告していない場合、課税証明書は0円となるため、収入を証明するものから収入額を認定。必要経費がわかるのであれば、それを除いた金額を認定。

ウ 利子、配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申告がされる場合に限り、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定する。

※利子、配当収入が『源泉分離課税』の対象となっている場合、確定申告の際に収入を申告する必要がなく、「課税標準として把握された所得の金額」としての取扱いを受けない。よって、利子、配当収入については確定申告書に記載があるもの限り、収入として認定する。

【添付資料】

・確定申告書の写し

エ その他の収入

(ア) 不動産、動産の処分による収入（譲渡所得、山林所得等）、一時所得（生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金等）等、その他の収入については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定する。ただし、入所前の臨時的な収入（退職金等）は除く。

なお、分離課税される譲渡所得については、「長期譲渡所得の金額」又は「短期譲渡所得の金額」、すなわち特別控除をしないで計算した金額とする。

(イ) 相続、遺贈、または個人からの贈与による所得については、相続税または贈与税の課税価格を収入として認定する。

【添付資料】

・課税証明書

(2) 収入として認定しないもの

- ア 臨時的な見舞金、仕送り等による収入。
- イ 地方公共団体または社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭。
- ウ 施設からいわゆる個人的経費として支給される金銭。
- エ 老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次的に得られる収入。
- オ 特別児童扶養手当等、軽費老人ホームに入所することにより支給されないこととなる金銭。
- カ 児童手当法により支給される児童手当等、入所者の生活費以外の用途に充てられることとされている金銭。
- キ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される補償給付に相当するもののうち、生活保護法で収入認定しないものとして定める額に相当する額。
- ク その他、生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等、社会通念上収入として認定することが適当でないと判断される金銭。

(3) 必要経費として認定するもの

ア 租税

所得税、住民税、相続税、贈与税の租税。その他の租税については、施設長が特別な事情があると認めたもの。（ただし、固定資産税、都市計画税を除く。）

【添付資料】

・各税の納税通知書の領収書、納税証明書等。

イ 社会保険料又はこれに準ずるもの。

① 社会保険料（所得税法第74条第2項に規定するもの）

（内訳）

- ・健康保険法の規定により被保険者として負担する健康保険の保険料。
- ・国民健康保険法の規定による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税。
- ・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料。
- ・介護保険法の規定による介護保険の保険料。
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により雇用保険の被保険者として負担する労働保険料。
- ・国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金。
- ・独立行政法人農業者年金基金法の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料。
- ・厚生年金保険法の規定により被保険者として負担する厚生年金保険の保険料及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金。
- ・船員保険法の規定により被保険者として負担する船員保険の保険料。
- ・国家公務員共済組合法の規定による掛金。
- ・地方公務員等共済組合法の規定による掛金。
- ・私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金。
- ・恩給法第59条の規定による納金。

【添付資料】

- ・振込金融機関の通帳の写し等。
- ・自立更生のために充てられる費目については、支払いを証明できる書類。

② 社会保険料に準ずるもの

所得税法において、小規模企業共済等掛金控除として控除が認められる心身障害者扶養共済制度の掛金。

【添付資料】

- ・決定通知書等、支払いを証明できる書類。

ウ 医療費

前年中に支払った医療費（ただし、所得税法において医療費控除の対象となるものに限る）から保険金等で補填される額を除いたもの。

利用日ではなく支払日で対象年を整理する。

(ア) 必要経費とする医療費は、支払った医療費の総額から、保険金で補填される金額を控除した額の全額について認めるものであり、所得税法の取扱いとは異なり、控除限度額はない。

(イ) 医療費の額の算定にあたって、医療費を補填する保険金等の額が確定していない場合には、当該保険金等の見込額に基づいて行うものとする。

この場合において、当該保険金等の見込額が当該確定額と異なることとなったときは、その判明した日の属する月の翌日初日をもって変更決定を行う。

(ウ) 高額な医療費の場合は還付金の有無についても確認する。

(エ) 医療費控除の対象範囲は主に次のとおり。

① 医師・歯科医師による診療費または治療費。

なお、健康診断のための人間ドッグの費用、予防接種の費用については対象とされない。

② 療養のための保健師、看護師、准看護師及び付添人に支払った費用。

家政婦等に付添いを頼んだ場合の食事代・寝具代・家政婦の紹介手数料等（交通費は除く）の対価は対象となるが、特別の心付けなどは除かれる。

また、家族や親類縁者に付添いを頼んで付添料の名目でお金を支払った場合も対象外となる。

③ 診療を受けるための通院費（病院以外の場所に立ち寄るなどして高額にならないこと）や医師の送迎に要した費用（公共交通機関の運賃、タクシー代、介護施設へ移送する際の交通費等。自家用車のガソリン代・駐車代は含まれない）、差額ベッド代、食事代及びコルセットなどの医療器具の購入費やその賃借料で通常必要なもの（褥瘡予防のムアツ布団は、医師の指示により使用する場合は医療器具として認める）。

④ 治療または療養に必要な医薬品購入費。

ただし、ビタミン剤等の疾病の予防又は健康の増進のための医薬品は対象としない。また、解熱剤・胃薬等、通常備えている医薬品についても対象としない。

⑤ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価。

ただし、疲れを癒やしたり、体調を整えたりといった治療に直接関係のないものは含まれない。

⑥ 医師等による診療や治療を受けるために必要な、義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費。

⑦ 保険適用外の点滴針・点滴管等、点滴に要する材料費、縫合針・縫合糸等に要する材料費。

⑧ 歯科治療に要した金歯や薬局で購入した保険適用外の目薬等。（治療を目的として購入した市販薬の対価は対象となる。）

⑨ 診断書料は対象とならない。ただし他法活用のため必要なものを除く。

- ⑩ 白内障手術後の治療材料として必要な眼鏡の購入費。
- ⑪ 医療等による診療等を受ける過程で必要とされる補聴器の購入費用。単に耳が遠くなったために購入した補聴器は不可。
- ⑫ ①～⑪までの必要経費として認める医療費にかかる消費税。
- ⑬ 容器代、洗濯料、光熱費等雑費、おむつ代、テレビ貸出料、体温計等病院備品にあたるものは対象としない。(ただし、傷病により6ヶ月以上にわたり寝たきりで、主治医の「おむつ使用証明書」が確定申告に添付してある場合は、認めることができる。)

【添付資料】

- ・領収書等。
- (保険金等で補填される場合はそれを証明できるもの)

エ 介護保険サービス料

介護保険法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び指定介護予防地域密着型サービスを受けた場合に、事業者を支払う利用料(いわゆる自己負担分)。

利用日ではなく支払日で対象年を整理する。

介護サービス利用料として、保険対象外の費用が含まれていないこと。

【添付資料】

- ・領収書、通帳の写し等。

オ その他

(ア) 自己の日常の用に供される補装具、身体障害者日常生活用具等の購入費等の支出せざるを得ない費用が入所者にあると施設長が認めるときは、その額を必要経費として認定することができる。

(イ) 配偶者その他の親族が入所者の仕送りにより生活している場合(仕送りがなければ生活保護に陥ることとなるような場合)において必要とされる仕送りの費用。なお、仕送りを受けるものに収入があった場合は、その分について差し引くものとする。

また、仕送りを受ける者の租税、社会保険料、医療費は、仕送りのための費用とは別に、それぞれ、租税、社会保険料、医療費として必要経費として認めることができる。

(参考) 配偶者その他の親族の範囲

原則として、配偶者（内縁の場合を含む）又は民法に定める扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹。家庭裁判所が認める場合は三親等内の親族。)

ただし、特別の事情がある場合には、民法第725条に規定する親族までとすることが出来る。

(ウ) 災害により資産が被害を受けた場合において、これを補填するために必要とされる費用。

(エ) やむを得ない事情による借金の返済。原則として、入所前の本人に係る借金であって、やむを得ない事情によるものの返済（本人名義の住宅ローンや生活福祉資金等の返済費用等）の場合に限り認められるものである。

なお、利用者の仕送りにより生計を維持している配偶者等が、医療費等、不意に支出せざるをえない状況において借金をしている場合は、その返済についても同様の取扱いとする。

(オ) 離婚に伴う慰謝料の支払い。

【添付資料】

- ・ 支払いを証明できるもの。事実関係が確認できるもの。
- ・ 仕送り金については、現金書留送付控、金融機関振込控等。

(4) 必要経費として認定しないもの

ア 利用者の意思により任意に負担する費用。

例えば、交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、墓の建設・管理に必要な費用、寄付金等の費用。

イ 軽費老人ホーム入所前の生活費等、入所により支出する必要のなくなる費用。

ウ 生命保険料。ただし、入所前から継続しているものであって、継続しないことにより解約返戻金等について著しい不利益を受けるものについては、必要経費として認めることが出来る。

エ 住宅維持費（損害保険料を含む）。ただし、入所前に自己の居住の用に供していた住宅で居住する者がなく、また賃貸も困難な場合には、通常必要とされる住宅維持費を必要経費として認めることが出来る。

オ 軽費老人ホームの利用料。